



栄養強調表示等について

平成26年4月24日

消費者庁食品表示企画課

目 次

栄養強調表示(補給ができる旨/適切な摂取ができる旨の表示)について	3
相対表示(強化された旨/低減された旨の表示)について	10
無添加強調表示について	15
含有量を「0(ゼロ)」とすることができる規定について	18
新たに強調表示とみなす事項の検討について	20

栄養強調表示(補給ができる旨/適切な
摂取ができる旨の表示)について

【現行制度】栄養強調表示について

栄養強調表示では、その欠乏や過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えている栄養成分について、補給や適切な摂取ができる旨の表示をする際の基準を定めている。

栄養強調表示

補給ができる旨の表示

国民の栄養摂取の状況からみて、その**欠乏**が国民の健康の保持増進に影響を与えるもの（健康増進法施行規則第11条第1項）

○栄養成分が**多いことを強調**する場合の表示の基準

栄養強調表示の種類	高い旨	含む旨	強化された旨
	絶対表示		相対表示
強調表示に必要な基準	食品100g(もしくは飲用に供する液状100ml)当たりで 規定された基準値以上		<ul style="list-style-type: none"> ・比較対象商品との成分量の差が食品100g(もしくは飲用に供する液状100ml)当たりで規定された基準値以上 ・強化された量(割合)を明記
強調表示の表現例	高○○ △△豊富 ××多く含む	○○含有 △△源 ××入り	○○30%アップ △△2倍
該当する栄養成分 (内閣府令第19条第1項)	たんぱく質、食物繊維、亜鉛、カルシウム、鉄、銅、マグネシウム、ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB ₁ 、ビタミンB ₂ 、ビタミンB ₆ 、ビタミンB ₁₂ 、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、葉酸		

適切な摂取ができる旨の表示

国民の栄養摂取の状況からみて、その**過剰な摂取**が国民の健康の保持増進に影響を与えるもの（健康増進法施行規則第11条第2項）

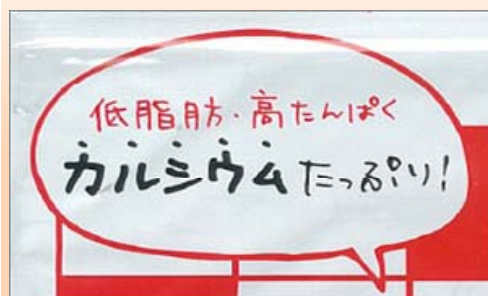
○栄養成分が**少ないことを強調**する場合の表示の基準

栄養強調表示の種類	含まない旨	低い旨	低減された旨
	絶対表示		相対表示
強調表示に必要な基準	食品100g(もしくは飲用に供する液状100ml)当たりで 規定された基準値未満	食品100g(もしくは飲用に供する液状100ml)当たりで 規定された基準値以下	<ul style="list-style-type: none"> ・比較対象商品との成分量の差が食品100g(もしくは飲用に供する液状100ml)当たりで規定された基準値以上 ・低減された量(割合)を明記
強調表示の表現例	無○○ △△ゼロ ノン×× ☆☆フリー	低○○ △△控えめ ××ライト	○○30%カット △△～gオフ ××ハーフ
該当する栄養成分	熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類、ナトリウム		

栄養強調表示の例

補給ができる旨の表示

高い旨



エネルギー	356kcal
たんぱく質	35.9g
脂質	0.8g
炭水化物	51.4g
ナトリウム	440mg
カルシウム	1200mg
リン	1000mg
鉄	0.1mg
ビタミンB1	0.5mg
ビタミンB2	1.6mg

適切な摂取ができる旨の表示

含まない旨

熱量	122kcal
たんぱく質	5.8g
脂質	6.0g
炭水化物	11.1g
ナトリウム	125mg
カルシウム	121mg
コレステロール	0mg
イソフラボン	28mg
セサミン	11mg



含む旨

食物繊維
入り!

エネルギー	201kcal
たんぱく質	32g
脂質	15.9g
糖質	9.3g
食物繊維	4.1g
ナトリウム	462mg
(食塩相当量)	(1.2g)

低い旨

低脂肪

エネルギー	138kcal
たんぱく質	5.5g
脂質	1.7g
炭水化物	25.1g
ナトリウム	70mg
カルシウム	190mg
ガラクトオリゴ糖	0.36g

栄養強調表示(高い旨、含む旨、強化された旨)の基準

「高い旨」及び「含む旨」の基準値の設定方法については、原則としてコーデックスガイドライン(CAC/GL 23-1997)に準じている。

「含む旨」の表示をする場合の基準値は、次のとおり

- たんぱく質: 100g(ml)当たり栄養素等表示基準値の10%(5%)又は100kcal当たり栄養素等表示基準値の5%
- ビタミン・ミネラル: 100g(ml)当たり栄養素等表示基準値の15%(7.5%)又は100kcal当たり栄養素等表示基準値の5%
- 食物繊維: 100g当たり3g又は100kcal当たり1.5g

「高い旨」の基準値は、「含む旨」の2倍

※「強化された旨」等、相対表示については次項で検討

栄養成分	高い旨[高、多、豊富等]の表示をする場合は、次のいずれかの基準値以上であること		含む旨[源、供給、含有、入り、使用、添加等]又は強化された旨の表示をする場合は、次のいずれかの基準値以上であること	
	食品100g当たり ()内は、一般に飲用に供する液状の食品 100ml当たりの場合	100kcal 当たり	食品100g当たり ()内は、一般に飲用に供する液状の食品 100ml当たりの場合	100kcal 当たり
たんぱく質	15 g(7.5 g)	7.5 g	7.5 g(3.8 g)	3.8 g
食物繊維	6 g(3 g)	3 g	3 g(1.5 g)	1.5 g
亜鉛	2.10 mg(1.05 mg)	0.70 mg	1.05 mg(0.53 mg)	0.35 mg
カルシウム	210 mg(105 mg)	70 mg	105 mg(53 mg)	35 mg
鉄	2.25 mg(1.13 mg)	0.75 mg	1.13 mg(0.56 mg)	0.38 mg
銅	0.18 mg(0.09 mg)	0.06 mg	0.09 mg(0.05 mg)	0.03 mg
マグネシウム	75 mg(38 mg)	25 mg	38 mg(19 mg)	13 mg
ナイアシン	3.3 mg(1.7 mg)	1.1 mg	1.7 mg(0.8 mg)	0.6 mg
パントテン酸	1.65 mg(0.83 mg)	0.55 mg	0.83 mg(0.41 mg)	0.28 mg
ビオチン	14 µg(6.8 µg)	4.5 µg	6.8 µg(3.4 µg)	2.3 µg
ビタミンA	135 µg(68 µg)	45 µg	68 µg(34 µg)	23 µg
ビタミンB ₁	0.30 mg(0.15 mg)	0.10 mg	0.15 mg(0.08 mg)	0.05 mg
ビタミンB ₂	0.33 mg(0.17 mg)	0.11 mg	0.17 mg(0.08 mg)	0.06 mg
ビタミンB ₆	0.30 mg(0.15 mg)	0.10 mg	0.15 mg(0.08 mg)	0.05 mg
ビタミンB ₁₂	0.60 µg(0.30 µg)	0.20 µg	0.30 µg(0.15 µg)	0.10 µg
ビタミンC	24 mg(12 mg)	8 mg	12 mg(6 mg)	4 mg
ビタミンD	1.50 µg(0.75 µg)	0.50 µg	0.75 µg(0.38 µg)	0.25 µg
ビタミンE	2.4 mg(1.2 mg)	0.8 mg	1.2 mg(0.6 mg)	0.4 mg
葉酸	60 µg(30 µg)	20 µg	30 µg(15 µg)	10 µg

栄養強調表示(含まない旨、低い旨、低減された旨)の基準

「含まない旨」及び「低い旨」の基準値については、原則としてコーデックスガイドライン(CAC/GL 23-1997)に準じている。

※「低減された旨」等、相対表示については次項で検討

栄養成分	含まない旨[無、ゼロ、ノン等]の表示は次の基準値に満たないこと この基準より数値が小さい場合、「0」と表示することが可能	低い旨[低、ひかえめ、少、ライト、ダイエット等]の表示は次の基準値以下であること 低減された旨の表示をする場合は、次のいずれかの基準値以上低減していること
	食品100g当たり ()内は、一般に飲用に供する液状の食品100ml当たりの場合	食品100g当たり ()内は、一般に飲用に供する液状の食品100ml当たりの場合
熱量	5 kcal(5 kcal)	40 kcal(20 kcal)
脂質	0.5 g(0.5 g)	3 g(1.5 g)
飽和脂肪酸	0.1 g(0.1 g)	1.5 g(0.75 g) かつ飽和脂肪酸由来エネルギーが全エネルギーの10%
コレステロール	5 mg(5 mg) かつ飽和脂肪酸の含有量* 1.5 g(0.75 g) かつ飽和脂肪酸のエネルギー量が10%* 「*」は、1食分の量を15 g以下と表示するものであって当該食品中の脂質の量のうち飽和脂肪酸の含有割合が15%以下で構成されているものを除く	20 mg(10 mg) かつ飽和脂肪酸の含有量* 1.5g(0.75g) かつ飽和脂肪酸のエネルギー量が10%* 「*」は、1食分の量を15 g以下と表示するものであって当該食品中の脂質の量のうち飽和脂肪酸の含有割合が15%以下で構成されているものを除く
糖類	0.5 g(0.5 g)	5 g(2.5 g)
ナトリウム	5 mg(5 mg)	120 mg(120 mg)

《備考》「含まない旨」の表示関係

ドレッシングタイプ調味料(食酢又はかんきつ類の果汁に食塩、糖類、糊料、香辛料等を加えて調整したものであって、主としてサラダ料理等に使用する半固形状又は液状の調味料(食用油脂を原材料として使用していないものに限る。)をいう。)については、脂質の項中「0.5g」とあるのは、「3g」とする。

栄養素等表示基準値について

日本の栄養素等表示基準値は、コーデックスの栄養参照量(Nutrient Reference Values:NRVs)に相当するものである。

	日 本	コーデックス
名称	栄養素等表示基準値	NRVs
値の算出 方法	日本人の食事摂取基準(2005年版)によって食事摂取基準が示された栄養成分について、当該食事摂取基準を性及び年齢階級ごとの人口により加重平均した値	FAO/WHOや著名な科学機関から提供される、各栄養素の1日当たりの摂取目安量をもとに設定された値
活用	栄養強調表示の基準値の設定に利用されているほか、栄養機能食品の下限値等にも使用されている。	栄養強調表示の基準値の設定等に使用されている。
その他	日本人の食事摂取基準(2015年版)を踏まえて別途検討を予定	一部の栄養成分については現在改定作業中

栄養強調表示の基準値について

【背景】

- ・現行の栄養表示基準における栄養強調表示の基準値は、コーデックスガイドライン(CAC/GL 23-1997)を参考に定められている。
- ・この基準値は、2005年版の食事摂取基準を踏まえて算出した栄養素等表示基準値をもとに設定されたものである。その後、2010年版の食事摂取基準を踏まえ、専門家を交えて栄養素等表示基準値の改定について検討されたが、改定の必要性は低いと判断された。

【課題等】

2015年版の食事摂取基準では、その策定目的として、生活習慣病の発症予防とともに重症化予防が加えられている等、2010年版の策定方針から大きく見直されている点もある。このため、2015年版の食事摂取基準を踏まえて、栄養素等表示基準値の見直しと併せて、栄養強調表示の基準値の見直しについて検討する必要がある。

【考え方(案)】

- ・現行の基準値の設定方法は、コーデックスガイドラインを参考に定められており、見直しの必要性は低い。
- ・栄養素等表示基準値の数値については、2015年版の食事摂取基準を踏まえ、本調査会とは別の場で専門家を交えて検討する(今年中)。

【新基準(案)のポイント】

「含まない旨」、「低い旨」、「高い旨」、「含む旨」の基準値について、その設定方法はいずれも現行どおりとする。

(ただし、各基準値の基になる栄養素等表示基準値の改定については、本調査会とは別の場で検討)